参考様式第５－２号

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	― （　―　）
目標年度	令和16年度
市町村名 （市町村コード）	小矢部市 （162094）
地域名 （地域内農業集落名）	薮波地区 （安養寺、戸久、高木、浅地、矢水町）

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	315.80 ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	295.14 ha
②　田の面積	313.96 ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	1.84 ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	48.33 ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	−1.05 ha
（参考）区域内における65才以上の農業者（個人）の農地面積の合計	38.14 ha
うち後継者不在の農業者（個人）の農地面積の合計	14.74 ha
（備考）・遊休農地面積0.05ha（1号遊休農地）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
　2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
　3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
　4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
　5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
　6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2）　地域農業の現状及び課題

・65才以上の農業者のうち後継者不在の農地面積が、安養寺集落で2.74ha、、戸久集落で5.68ha、、高木集落で0.09ha、、浅地集落で4.55ha、矢水町集落で1.68haの合計14.74haあるが、「⑤今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積」は−1.05haとなっており、新たな農地の受け手の確保が必要である。
・ドローン等を利用したスマート農業を導入し、人材不足や生産・管理コストの削減に向けて対応していきたいが、初期投資に必要な財政的基盤がなく、実現が困難となっている。
・地区内で農地整備事業を実施中の地域及び計画している地域においては、将来にわたる効率的な圃場管理の実現を見越して、集約化を実践していく必要がある。

（3）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・米等の土地利用型作物以外に、えごま、ねぎ、ハトムギ、飼料米等の転作作物の生産や6次産業化に取り組む。

2　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

安養寺集落の農地利用は、農業を担う者である7経営体が担っている。地区内には、担い手に集積されていない農地があるため、中間管理機構を利用した集積を進めていく。また、多面的機能支払制度を活用して施設維持活動など管理を行っており、継続して支援していく。

戸久集落の農地利用は、農業を担う者である6経営体が担っている。地区内には、担い手に集積されていない農地があるため、中間管理機構を利用した集積を進めていく。また、多面的機能支払制度を活用して施設維持活動など管理を行っており、継続して支援していく。
高木集落の農地利用は、農業を担う者である8経営体が担っている。地区内には、担い手に集積されていない農地があるため、中間管理機構を利用した集積を進めていくと共に、ほ場の集約化も含め対応していく。また、多面的機能支払制度を活用して施設維持活動など管理を行っており、継続して支援していく。
浅地集落の農地利用は、農業を担う者である11経営体が担っている。今後は、ほ場の集約化も含め対応していくと共に、既存の農業設備の老朽化が進んでいることから、より収益性の高い圃場の整備を進める。また、多面的機能支払制度を活用して施設維持活動など管理を行っており、継続して支援していく。
矢水町集落の農地利用は、農業を担う者である10経営体が担っている。今後は、ほ場の集約化も含め対応していくと共に、既存の農業設備の老朽化が進んでいることから、より収益性の高い圃場の整備を進める。また、多面的機能支払制度を活用して施設維持活動など管理を行っており、継続して支援していく。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	85.4　　%	将来の目標とする集積率	85.4　　%

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標
・貸付け等の意向が確認された農地16.52haについて、農業の担い手である営農組合法人、認定農業者を中心に集約化を進めていく。

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組
・地域内の農業を担う者への経営農地の更なる集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
（2）農地中間管理機構の活用方法
・農業を担う者が経営難等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。
（3）基盤整備事業への取組
・農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った用排水路等の基盤整備に取り組む。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組
・農業を担う者が経営難等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・地域内で農作業の効率化を図るため、防除作業が困難である農業者についてはいなば農業協同組合に委託し、農作業省力化の支援を行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）									
☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①鳥獣被害防止対策について、市有害鳥獣対策協議会会員に所属し、電気柵や恒久柵の設置や点検、害獣の捕獲、追い払い等に積極的に取り組んでいる。今後も協議会と連携しながら活動を継続し、鳥獣被害防止対策に取り組んでいく。
②有機・減農薬・減肥料について、地区内の一部地域では有機や特別栽培による水稲の作付を行っている。今後も地域の実情に応じて、特別栽培農産物の作付に取り組んでいく。
③スマート農業について、県のRTKサービスを活用したドローンによる薬剤散布や自動操舵システム付きの田植機などについて、費用対効果を踏まえながら導入を検討し、農業従事者が不足する状況下でも効率的に作業ができるよう取り組んでいく。
⑧農業用施設について、集落営農法人単位で導入してきた育苗施設を今後も活用し、低コストで効率的な作業が継続できるよう取り組んでいく。
⑨耕畜連携等について、耕種農家が栽培した飼料用米を市内畜産農家へ供給し、その作物を餌として食べた家畜の排せつ物を圃場に散布して農作物を収穫を行う循環型農業に取り組んでいく。

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和 16 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稲・大豆	47.48 ha	ー ha	水稲・大豆	47.48 ha	ー ha	A	
認農	B	水稲・大豆	25.23 ha	ー ha	水稲・大豆	25.23 ha	ー ha	B	
認農	C	水稲・麦	37.06 ha	ー ha	水稲・麦	37.06 ha	ー ha	C	
認農	D	水稲・大豆	25.82 ha	ー ha	水稲・大豆	25.82 ha	ー ha	D	
認農	E	水稲・ﾊﾄﾑｷﾞ	28.83 ha	ー ha	水稲・ﾊﾄﾑｷﾞ	28.83 ha	ー ha	E	
認農	F	水稲・麦	23.62 ha	ー ha	水稲・麦	23.62 ha	ー ha	F	
認農	G	水稲・麦・ﾊﾄﾑｷﾞ	30.11 ha	ー ha	水稲・麦・ﾊﾄﾑｷﾞ	31.43 ha	ー ha	G	
認農	H	水稲	0.96 ha	ー ha	水稲	0.96 ha	ー ha	H	
認農	I	水稲・麦	2.77 ha	ー ha	水稲・麦	2.77 ha	ー ha	I	
認農	J	水稲	0.33 ha	ー ha	水稲	0.33 ha	ー ha	J	
認農	K	水稲・ﾊﾄﾑｷﾞ	3.74 ha	ー ha	水稲・ﾊﾄﾑｷﾞ	3.74 ha	ー ha	K	
認農	L	大豆	1.15 ha	ー ha	大豆	1.15 ha	ー ha	L	
認農	M	水稲	1.06 ha	ー ha	水稲	1.06 ha	ー ha	M	
認農	N	水稲	7.25 ha	ー ha	水稲	5.21 ha	ー ha	N	
認農	U	水稲	0.33 ha	ー ha	水稲	0 ha	ー ha		
認農	O	水稲・大豆	4.40 ha	ー ha	水稲・大豆	4.40 ha	ー ha	O	
認農	P	ﾊﾄﾑｷﾞ	0.25 ha	ー ha	ﾊﾄﾑｷﾞ	0.25 ha	ー ha	P	
認農	Q	水稲	1.54 ha	ー ha	水稲	1.54 ha	ー ha	Q	
認農	R	ﾊﾄﾑｷﾞ	0.18 ha	ー ha	ﾊﾄﾑｷﾞ	0.18 ha	ー ha	R	
認農	S	水稲	1.89 ha	ー ha	水稲	1.89 ha	ー ha	S	
認農	T	水稲	18.38 ha	ー ha	水稲	18.38 ha	ー ha	T	
計	21経営体		262.38 ha	0 ha		261.33 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5　農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目
1	いなば農業協同組合	防除作業 刈取り作業	水稲・麦・大豆 水稲

6　目標地図（別添のとおり）

7　基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。
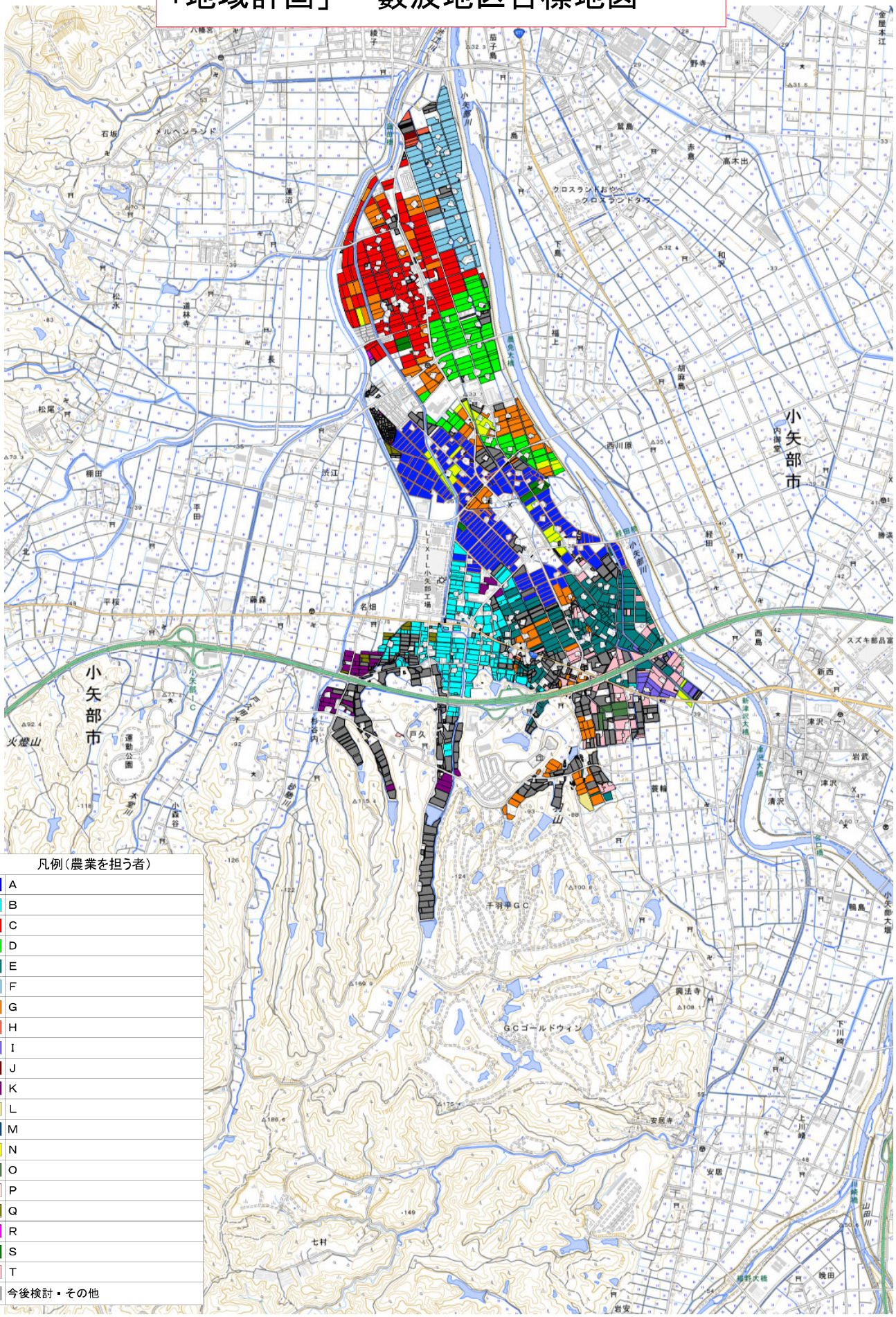
「地域計画」　薮波地区目標地図